

前橋農業振興地域整備計画の変更理由書（案）

令和7年3月12日付け前橋市告示第167号により告示した前橋農業振興地域整備計画を下記の理由により変更する。

記

1 「前橋農業振興地域整備計画」の策定・変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により、市住民からの個別開発要請（一般除外）、公共性が特に高いと思われる事業に関する施設及び地方公共団体による開発行為などにより、当該農地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する必要性が生じた。

これらを踏まえ、当該事業区域内の「農用地利用計画」に変更が生じたことから、「前橋農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）」の変更が必要になったため。

2 農用地利用計画の策定・変更理由

（1）農用地区域への編入

変更理由

- ①除外により農用地区域外とした土地において当初の目的が達成できなくなったため。
- ②当初の計画に変更が生じたため。

変更内容 農用地利用計画のとおり

（2）農用地区域からの除外

変更理由

- ①個別申出を個々に検討した結果、規模が適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと及び土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから、法第13条第2項各号の要件すべてを満たすと判断されるため、農用地区域から除外する。（個別除外申出）
- ②法第10条第3項の非該当となった土地
- ③法第10条第4項の該当となった土地

変更内容 農用地利用計画のとおり

地 域 名 前 橋 地 域
(群馬県前橋市)

3 農用地区域の概要

農用地区域外の農用地 2,78ha を編入し、集团的機能を損なわない他目的利用計画地 7,47ha を除外する。

＜変更前＞

農用地区域の設定方針

農用地区域を 8,524,70ha（農業用施設用地 290,35ha を含む）に設定する。

＜変更後＞

現況農用地についての農用地区域の設定方針

農用地区域を 8,520,01ha（農業用施設用地 290,35ha を含む）に設定する。

第2 農業生産基盤の整備開発計画の変更

変更なし。

第3 農用地等の保全計画の変更

変更なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

変更なし。

第5 農業近代化施設の整備計画の変更

変更なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保のための施設整備計画の変更

変更なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更

変更なし。

第8 生活環境施設の整備計画の変更

変更なし。